

# 特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼学童保育部会規則

## 規則 第 1 号

### (趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼定款第39条第1項の規定に基づき学童保育部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 部会は、特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼理事会からの諮問事項について、調査・研究を行い、その結果を理事会に報告する。

2 部会は、関連する事項において、必要に応じ、調査研究を行い理事会に意見を具申することができる。

### (組織)

第3条 部会は、各学童クラブの代表者及び適切な助言、提言を得るため会員の中から理事長が指名した者をもって組織する。

2 部会に部会長を置く。

3 部会長は、第1項に定める者の互選により選出する。

### (会議)

第4条 会議は、部会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 部会長は、会議の議長となる。

### (関係者の出席)

第5条 部会長は、必要に応じて関係者の出席を要請し、説明又は助言を求めることができる。

### (会議録)

第6条 部会長は、会議の議事録を作成する。

2 会議録作成者は、会議の都度第3条第1項に定める者から部会長が指名する。

### (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。